

益田豊後事件

豊後は、極悪人だったのか

蜂須賀忠英の藩政改革と大身家老

歴史講座 令和4年6月14日

徳島学博士 坪内 強

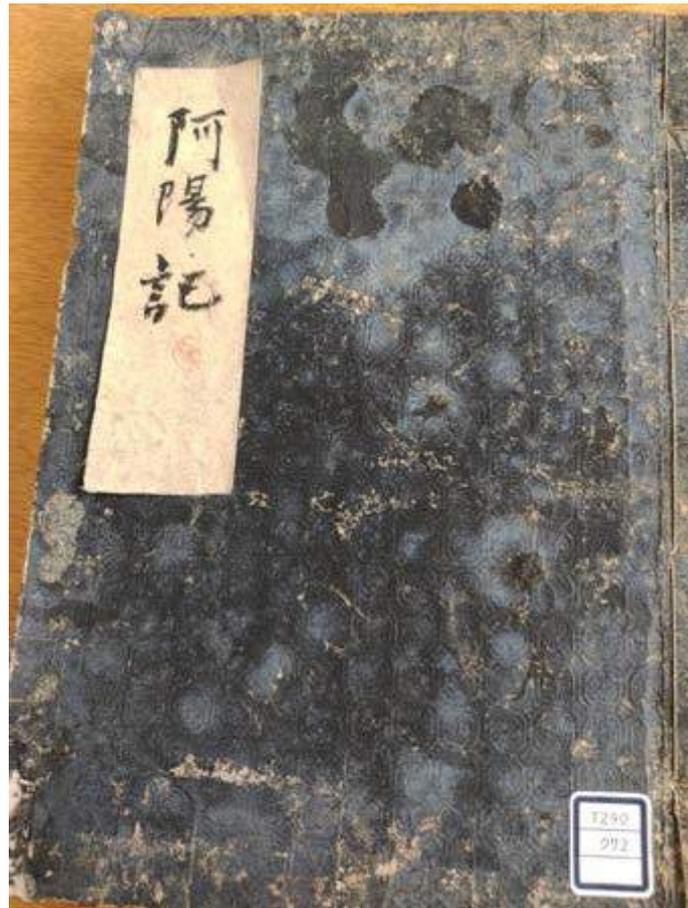
益田豊後事件とは

- 「益田豊後事件」とは、蜂須賀家において、1633年(寛永10)に勃発した御家騒動である。
- この御家騒動は、門閥家老の益田家と官僚的家老の長谷川家との対立を背景に発生したものであり、蜂須賀家の存続に関わるきわめて重大な事件であった。
- この御家騒動は、その後の蜂須賀家の政治体制に大きな影響を与え、軍事支配体制から官僚支配体制に移行していく一つの大きな契機となった。

時代背景

- 蜂須賀氏は、**正勝**の代になって織田氏の配下に属し、秀吉の与力として活躍し、その子の家政と共に秀吉直臣となり、**四国攻め**の功績により、阿波一国を治める大名へと立身した。
- 家政入国の際、阿波には、**三好**や**長宗我部**の残党そして**土豪**などの**反対勢力**があったが、要所九か所に**支城**を置き、軍事的制圧や藩外からの**侵略**に備えた。
- また**農民支配体制確立**のため、支城の周辺に**城付知行地**を置いた。
- その時、**秀吉**により付けられた、**与力老従**(稲田氏・牛田氏・中村氏・林氏・森氏・樋口氏・西尾氏)、
- **正勝**の竜野時代からの**身付老従**(細山氏・**益田氏**・山田氏・長谷川氏)を支城の城代や重臣に配し、検地や刀狩りを進めた。
- 主要な家臣は**蜂須賀家政**の代でほぼ形つくられる。
- 主要家臣は**蜂須賀氏**の生国尾張国の出身者が多く、次いで前領地の播磨国龍野が続く。

阿陽記



蜂須賀治昭の頃執筆か?

阿陽記

- 陸地は蜂須賀正勝公先陣を蒙り給ひ、播州龍野をご出馬にて、同州田井島より御乗船にて讃州八島へ御着、阿波・讃岐の国界逢坂山の峠へ人数を揃、朝風に旗の手を靡かせ玉う。
- お身付きの老従は、細山帯刀・益田宮内・山田八右衛門・益田内膳・長谷川孫右衛門尉
- 秀吉公御付進候人夫 稲田太郎左衛門尉・牛田又左衛門尉・中村次郎左衛門・森五郎兵衛尉・樋口長左衛門尉・西尾理右衛門尉
- 御手勢都合壹万余騎、両御大将中国の軍勢三萬餘騎、正勝公・家政公先陣にて先東条関兵衛の居城木津城を責給ふ。
- 益田宮内充と益田内膳が、四国攻めの時に参加しているとの記載は阿陽記の他には見当たらない。逆に樋口は古くからの正勝の家臣
- また、細山帯刀も阿波に来たのは家政が阿波の太守になってからだ。

身付き老中とは

- 藩士譜などから見ると**賀嶋氏**はもとより、**益田氏**は**家政**が阿波に**入国**してからの**家臣**である。
- 家政は、秀吉から与えられた7人衆に牛耳られることを危惧し、急遽縁者を呼び寄せ重臣としたのではないだろうか。
- また、権威付けとして益田宮内充一正や内膳を益田庄3千貫の**持正の子**であり、正妻の**まつ**の**弟**としたのかもしれない。
- **賀嶋政慶**は家政の姉・**奈良**の夫である父長昌と共に天正13年(1585年)、14歳で阿波国に来て、**牛岐城**(富岡城)と知行1万石を与えられ、蜂須賀家御門族に列した。
- 蜂須賀家政に「政」の偏諱と細山の苗字を与えられ、**細山帯刀政慶**と名乗る。
- **14歳**で何の戦績もない政慶を牛岐城の城代としたのも**不自然**だ。

蜂須賀氏阿波国入部

- **長宗我部**、天正13年7月25日、**秀長**の停戦条件を呑んで降伏
- 8月23日、秀長は戦後処理を終えて大坂に帰還した。
- その時に、重臣である**秀吉7人衆** (与力老従)を**阿波に残した**。
- 10月に秀吉から阿波を与えられた**家政**は積極的に領国経営を推し進める。
- 蜂須賀氏は阿波国に入部してすぐに**検地**を実施する。

(『阿波国徴古雑抄』)。

- 矢野村への条々
- 一検見以後**検地**地下下墨付之上聊不可有相違事付人質代上物相済次第可返遣之候可得其意事一百姓上田之儀八目代官判可申事(中略)右之趣何も相背非分於申付ハ為何時共可言上之者也

天正十三十二月十一日

- **平野部農村**では、蜂須賀氏のすすめる近世化政策、とくに太閤検地の実施にも抵抗することなく、同**17年には検地が順調に終了**した。

秀吉7人衆と阿波九城

- 蜂須賀**家政**が阿波に入国したとき、家政の父である**正勝**から、「阿波守若候間、何事茂諸事被引取、御異見」と、若い**家政を頼む**との書状が、家政と共に阿波に入国した**秀吉7人衆**に宛てて出された。
- その7名は、**稲田**太郎兵衛尉・**牛田**又右衛門尉・**林**五郎兵衛尉・**中村**次郎左衛門尉・**山田**八右衛門尉・**森**勘右衛門・**西尾**理右衛門尉。
- 家政はその後、**阿波九城**といわれる支城に**大身家臣**を配備した。
- 家政縁者の**益田宮内充一正**、**益田内膳正正忠**、**細山帯刀政慶**と秀吉7人衆のうち、**山田**織部佐宗登、**中村**右近大夫重友、**森**監物、**林**図書助能勝、**稲田**左馬允植元、**牛田**掃部助の9名である。
- **西尾**氏は2千石取りの重臣となり、一緒に阿波入りをした老従のうち、**樋口**長右衛門正長、**長谷川**孫左衛門貞安の二名は政治方に就いた。「(天正13年)始而御政事方被仰付」

山岳武士の反乱と秀吉

- 天正十三年八月二十三日に四国征討軍が帰陣するや否や、早速、九月二日頃には**仁宇山**や**大栗山**などで**山岳武士の反乱**が起こり、それが更に西の方へ飛び火して、**曾江山・祖谷山**等を含めて大規模な騒動に発展。
- **秀吉**は七人衆の**牛田氏**や**林氏**などに**激励の手紙**を送っている。

共国長々在陣、殊寒天之時分、**辛勞**思召候。其元請取候内、諸事入精申付之由、被聞召届候。弥、不可在**油断**候。**来春**必被成御**渡海**、**一揆原撫切**可被仰付候。其間之儀、兵根等相蕃御動座可相待候。随而、小袖一般下候。猶、熊谷半次郎垣見弥五郎可申也。

牛田又右衛門とのへ 十一月十三日 秀吉

- 蜂須賀家政の阿波国拝領以後においても、**秀吉**は**家政の頭越し**に**七人衆**たちに**指示**を与えていた。
- 稲田氏を始めとする他の七人衆に対しても、これと同様に秀吉から直接・間接に多くの指令が飛んで居たと思われる。

- 秀吉の在世中は、蜂須賀**家政**は、秀吉から与えられた「**秀吉七人衆**」を知行上で**優遇**したり、彼らに強大な**権限**を与えて、その領国経営を手助けしてもらう以外に方法がなかった。
- 最終的に一揆が収束したのは、天正18年(1590年)である。
- 蜂須賀**家政**が英邁さを発揮し「**阿波の狸**」と云う異名で呼ばれるようになるのは、秀吉没後、慶長5年(1600年)**関ヶ原合戦直前**に家政が**高野山**へ入った頃からだろう。
- 関ヶ原合戦直後、阿波国は徳川家康の娘婿、**蜂須賀至鎮**(15歳)が拝領して、阿波蜂須賀家は**徳川大名**として生まれ変わる。
- この年、蜂須賀**家政**(蓬庵)は43歳の**分別盛り**を迎えており、以後、息子**至鎮**や、至鎮の早世後(元和6年(1620年)35歳没)は、孫の**忠英**(10歳)を補佐して、その英邁さを遺憾なく発揮することになる。

阿波九城

- 阿波国を拝領した蜂須賀氏は、阿波に入部して直後に徳島城の普請を決め、支城を選定し家臣を城代として置く事を決めた。
- しかし、支城を置く事は決まっても、**天正十三年内**ではまだ阿波九城に重臣が配属されていたわけではなかった。

その頃

- 大西城には、柳原又右エ門
- 海部城には、大多和長右衛門
- 仁宇城には、梶浦与四郎
が派遣されたと記されている。
- 一宮城は城代が居たかどうか不明。
- その後、**天正14年頃**には、各支城に、蜂須賀家家臣団の中でも筆頭クラスの家老が配された。そして、各支城には脇城には500人、他には300人ずつ(計2,900人)の兵が蜂須賀本家より与えられた。

瑞雲院殿

小六君
家政公

上ノ部

御連枝 御家老
諸士 諸御役

天正
十三
乙酉
閏八

※(四月廿五日讃州へ御着)
五月

公 御打入

六月廿二日

秀吉公ヨリ御朱印御頂戴被任
阿波守御刀御馬御拝領

此時名東郡一宮御居城

秀吉公依仰名東郡富田庄猪山

城一作滑山

御居城被定御經營且滑津ヲ改

徳島ト号

※(御城襷張

武市太郎左衛門

林 図書助)

冬

公為御礼大坂白御渡海森志摩
守手船御借受御供被仰付

此時志摩守も秀吉公御目見被仰付誓
約之通阿洲表之首尾ヲ合サ段感恩召旨
上意且先達被下片御朱印高三千石阿波
守方申受け様被仰出御羽織被下

秀吉公之依仰被召出旧領段
関村城主ニ被仰付志摩守親
筑後守元村へ為茶料高百石
被下

志

被召出新知高

樋口

※(三千石)

長谷川孫左衛門

后伊豆

貞安

始而御政事方被仰付

名東郡一宮城

益田宮内少輔

那賀郡牛岐城

今富岡ト云

細山帯刀政慶

后賀島主水ト改

同郡仁宇山城

山田織部佐宗登

宮内充一正
の間違い

持正

○始而御政事方被仰付

- 名東郡一宮城 益田宮内少輔(持正) ← 宮内充(一正)の間違い
- 那賀郡牛岐城 今富岡ト改 細山帯刀政慶 后賀島主水ト改
- 同郡仁宇山城 山田織部佐宗登 八郎右衛門宗重の誤り力
- 海部郡鞆城 五千石 中村右近太夫重友 始大多和長右衛門正之

○御城番被仰付高三千石余之 御代官役被仰付

- 板野郡撫養町 湊城 益田内膳正正忠
- 同郡西条ノ城 森監物某
- 麻植郡川嶋城 五千五百石 林凶書助能勝
- 美馬郡脇城 稲田左馬允植元
- 三好郡池田城 牛田掃部助 初柳原又右エ門

○右御城番追々被仰付各兵士三百宛被仰之

○右城主之面々へ従秀吉公御 小袖弐充被下之

「阿淡年表秘録」

「従秀吉公御小袖弐 充被下之」とあり、支城主には秀吉より小袖二着賜った事からも、阿波九城の成立には、秀吉の意向が窺われる。

徳島藩の地方知行制

- 家臣が藩主から一定の**土地**をあてがわれて、その**農民を直接支配**する制度を**地方知行制**と呼び、俸禄支給の蔵米制に対する制度である。
- 近世初期においては諸藩においてこの地方知行を行う例は多かったが、次第に知行取り家臣の給地召し上げが行われて、多くは**俸禄制の蔵米知行**に移行した。
- しかし、徳島藩においては、一部に幕末まで地方知行を残していた。
- 元和3年（1617）江戸初期における徳島藩の**給地**高は約**77%**を占めていて、**蔵入地**高は約17%(約3万石)にすぎなかった。
- しかし、元和一国一城令による寛永15年（1638）の**支城破却後**における徳島城下への家臣団の集住と**領主権の確立**、**知行替え**と**減知**、さらに新田開発や塩田開発による蔵入地への編入で、次第に蔵入地率が増えていく。
- 延宝・天和期の蔵入地高は36～38%、享保期では49%、そして明治元年には59%になったが、それでも徳島藩の幕末の給地高率は41%と幕末まで地方知行を温存させていた。

給人・代官の非法の禁止

- **各城番の役儀**については、家政が天正14年(1586年)に池田 大西 支城主であった牛田掃部助に宛てた史料で窺える事ができる。
- 三好郡**奉行**其方預置候間、**毎月二度**宛廻人、小給人付百姓等、**非道**申懸候か、
- 又八如何様之構にても**百姓**所を**明走**候か、其外**百姓****申分**候者、召寄可被聞届也、可随事ハ給人謂事申候事ハ、可成敗事
- 天正十四年七月廿五日
- **城代**は**奉行**と兼ねていた事がわかる。
- **給人**(知行地を与えられた人)の百姓に対する非法については、**毎月二度**配下に**郡内**を**巡見**させて 給人の百姓に対する扱いを点検させるとともに、**走り百姓**の**原因**を究明させ、そのほか百姓の申分を聞くよう命じている。
- **給人**に依る**非法**が、**走りの原因**となることを極力避けるように配慮している。

益田一正 海部城を預かる

益田一正は、文禄3年(1594) 家政から海部郡鞆城の城番を命じられる。。

○預ヶ相渡海部表約束一札之事

- 一海部高七千五百石二城壺ヶ所、鉄砲之者四組、
- 右之通高役仕置方御頼候処如件

文禄三年(1594年)四月

増田虎三郎殿

蜂須賀阿波守家政印

○預り申海部表札之事

- 一海部郡高七千五百石、城壺ヶ所、鉄砲之者四組、
- 右之通り高諸仕置方慥二預り申処、子々孫々二至而ハ、其家来同前二可被成候、尤不届有之候ハ、何時二而も其元へ相渡可申候、於後日違乱無之ため、一札如件

文禄三年(1594年)四月

蜂須賀阿波守殿

増田虎三郎氏教印

廃城令

- 天正～慶長期徳島藩の阿波九城制は、藩内分権体制であり支藩的存在であった。
- ところが慶長十五年（1615）大坂夏の陣で豊臣家が滅亡したことを機に江戸幕府は諸大名に対して一国一城令を出し、支城の撤廃を命じたので徳島藩でも九城を廃し、各城下の兵員を順次徳島城下に移住させることになった。
- 約三千に近い家臣を引揚させるためには、城下町の拡張と整備の必要が生じ、都市再開発の実施に着手することになる。
- そのことは在来の地方分権支配機構を解体し、一元化された藩政機構に再編し権力を領主に集中する絶好の機会でもあった。

しかし、近世後に作成された分間絵図を見ると、一国一城令廃城後も陣屋が旧城内や山麓にあった事、そして、在方知行制を実施している事から、廃城後の破却が不徹底なものであり、元和元 1615年の一国一城令以降も大半の支城は存続したと考えられる。

江戸幕府機構の強化 大名改易

- 江戸時代初期には旧豊臣系大名を中心に**大名廃絶政策**が取られ、家康、秀忠、家光の三代の時代に**外様大名82家、親藩・譜代大名49家**が改易された。
- 幕府は改易、減封によって生じた空白地を、**天領**(直轄地)にし、親藩・譜代大名を新たに配置して、**外様大名**を**遠隔地**に転封するなどして幕府権力の絶対優位を確立していった。
- 4代家綱の時代に末期養子の禁は緩和された。
- 5代綱吉の時代には廃絶政策は譜代大名に向けられ27家が改易された。
- 関ヶ原の戦い以降、江戸時代を通じて**外様大名127家、親藩・譜代大名121家**の計248家が**改易**されている。

改易の主な理由

- 軍事的理由(関ヶ原の戦い、大坂の陣)
- 世嗣断絶
- 幕法(武家諸法度)違反(城郭の違法な増改築、違法婚姻等)
- 家中および領内統治の失敗(御家騒動、百姓一揆)
- 乱行、乱心

豊臣恩願の武断派改易

- 大坂の陣の後、江戸幕府は家康から秀忠そして家光の時代となり、幕府機構の確立が図られ、江戸幕府による全国支配を盤石なものとするため、大名支配の強化を行なった。
- 秀忠の福島家の改易に続き、家光は、まず、加藤家を改易。
- 加藤家は、加藤清正が亡くなると藩内がまとまらなくなり、徳川家光は寛永9年に加藤家を改易処分にした。
- 父・徳川秀忠が行なった安芸・福島家と徳川家光が行なった肥後・加藤家の改易で、「関ヶ原の戦い」後わずか30年で、豊臣恩願の武断派を代表する2家が改易されたことになる。
- 徳島藩にも危機が迫っていた。

豊臣武断派七将

- **七将**(しちしょう)は、豊臣秀吉子飼いの猛将7人を指す。

一般的には、

- 福島正則(尾張清洲城主) ⇒ 広島城 元和5年(1619年)改易
- 加藤清正(肥後熊本城主) ⇒ 熊本城 寛永9年(1632年)改易
- 加藤嘉明(伊予松山城主) ⇒ 若松城 寛永20年(1643年)改易
- 池田輝政(三河吉田城主) ⇒ 姫路城
- 細川忠興(丹後宮津城主) ⇒ 小倉城 ⇒ 熊本城
- 浅野幸長(甲斐甲府城主) ⇒ 和歌山城 ⇒ 広島城
- 黒田長政(豊前中津城主) ⇒ 福岡城
- 以上7人。
- 資料によっては加藤嘉明、池田輝政の替わりに、**蜂須賀家政**(阿波徳島城主)、藤堂高虎(伊予宇和島城主)も加わる。

各藩の藩政改革と御家騒動

- 江戸への参勤交代や思いがけない他国の治水工事等を幕府より命ぜられ、莫大な出費を各藩共強いられ、藩の財政は窮乏のどん底へと追込まれた。
- 故に各藩共に、今までの様な旧門閥武骨派の政治では此の難局は乗りきれない。
- 競って政治経財に明るい頭脳明敏な者を重使用する様になった。
- 此の新参成上り者と旧臣武断派との間に絶えず争そいが起り、各大家で多く御家騒動と云われる事が出来た。
- 旧臣門閥が戦国期の武功に依って高禄を食み、各国元に個人の知地を頂いて其の地の小大名的存在となり、各人勝手気儘にふるまい、其の高禄をもって贅沢な暮しをしていた一方、大名は一藩を支える出費等により苦しい状態に置かれていた。

- 文官、文治、官僚派の人達は、緑高分散型より、**一局集中型**にせなければならぬと考えた。
- 即ち、**藩御蔵前**に**集中**してしまう事であり、其の事には、此の人達の失態を次々と取り揚げて潰し、緑を取り揚げるか、米を全部中央蔵前の物とする策謀であった。俗に云う、減らし法である。

○黒田騒動

- 2代藩主黒田忠之は元和9年(1623)襲封後、新参の倉八十太夫らを側近として重用し、筆頭家老の栗山大膳利章など旧臣と対立した。
- 寛永10年(1633)幕府の審理を受け謀叛は大膳の虚言とされて黒田家は改易を免れた。

○会津騒動

- 寛永 8 年(1631)加藤嘉明の死後、会津 40 万石を襲封した 2 代藩主明成は家老の堀主水と対立する。
- 寛永20年(1643年)、明成は病気を理由に領地を幕府に返上した。

○生駒騒動

- 生駒高俊が元 和 7 年(1621)3 歳で襲封すると、国家老の生駒将監とその子帯刀は江戸家老の前野助左衛門らと対立した。
- 藩主高俊は讃岐を没収され出羽由利郡矢島 1 万石に移封された。

○最上騒動

- 山形藩の初代藩主である最上義光の晩年頃から、最上家では後継者をめぐっての暗闘が繰り広げられるようになった
- 元和8年(1622年)、山形藩最上家57万石は改易を命じられた

軍事優先から経済重視の体制に転換

- 徳島藩は、各城代が半独立的な権力を持ち、その城下においては地方知行制の元に独立領主のごとく振る舞っていた。
- また、当初は秀吉から与力として配されたものも多く、家臣としての認識が薄いものもあった。
- その後、武功派重臣(与力老従)は急速に藩政から排除されていく。
- 既に森氏は監物の子小左衛門が天正15年高鍋の陣で討ち死にし、500石に減俸、
- 慶長6年(1601)には、益田内膳の子を養子としていた牛田氏が不行跡により取り潰し。
- 大坂の陣で感状を得た林能勝や、樋口正長は子の代に乱心として改易された。
- 更に、寛永元年(1624年)には、撫養城代の益田飛驒守正長(内膳の孫)は酒乱として蓬庵により改易される。(三宅正浩)

- 蓮庵は、元和8年(1622)11月には、家老7名に対して「**覚**」を発給した。
- 一、**千松**被家統井**面々為身**と於被存者、先老中之間柄心無之様、互之得心專一候事 一度々如申渡、先代之善悪悉被存捨、自今以後新被主取新座之奉公被仕と於被存者、万端可然候いん事聞て驚入候、兎角各か様之心中二而者 千松家相続間敷候、能々跡先令分別、悉於可被引替者、且久結之驗、我等大慶不可過之候事
- 十一月廿八日蓬庵(印)
- 賀鴻主水殿 稲田修理殿 山田織部殿 益田豊後殿 中村若狭殿
- 樋口左京殿 長谷川伊豆殿
- 蓮庵は、まず、**千松(忠英)**の家が存続することと家老の「**面々為身**」を並列で述べ、家老が一致協力することを求めている。
- 注目すべきは、この時既に撫養城代だった益田正長や西条城代、川島城代そして一宮城代の名はない。
- 既に藩政の中心から外されていた(廃城?)のだろうか。

- 蓬庵は「**公方様**堅御諛」、「**公儀**御奉公」を強調し、幼少の忠英を戴いて家を存続させるために家臣の団結をした。
- 後期には、公儀と直接つながる蓬庵の主導で家中の整理が進められた。元和九年(1623)には**樋口左京**が、寛永元年(1624)には撫養城の**益田飛驒守**が改易になる。
- 益田飛驒守の場合、酒乱によって知行没収されるのだが、その発端となった益田一族など連名の訴状の宛先は、「蓬庵様**御隠居御家老**」の「**長坂三郎左衛門**」となっていた
- 次に、樋口左京の改易の場合を見ると、蓬庵付きの**長坂**によって大野仁兵衛を経て**土井利勝**へというルートで報告が内々になされたことが分かる。
- このように、**益田**の場合も**樋口**の場合も、**蓬庵の主導**で事が進められた。
- 当時、家中統制の権限は蓬庵の手にあり、**長坂**のような**隠居附家臣**が大家の制度を越えるかたちで活動していたことが分かる。

小松島 豊国神社

- 1614年(慶長19年)に創建。別当として豊林寺も造営された。
- 豊臣秀吉の死後、蜂須賀家政と蜂須賀至鎮が豊臣秀頼より拝領した『木造豊太閤像』(非公開)を神体としている。
- 創建当時は壮大な大社であったが、徳島藩主・蜂須賀光隆が江戸幕府・徳川家をはばかったため、取り壊しが行われた。
- 正保年間には豊林寺が廃寺となる。
- その後、寛政六[1794]年に現在地に建てられ、豊国大明神、日吉大明神、日吉宮と改称される。
- 明治に入って以降、周辺の氏子によって豊国神社の名に戻し再興された。境内には式内社の御懸神社が鎮座、宮方神社とも呼ばれる。
- 『総合学術調査報告 小松島市』には礎石に刻された以下の名が載せられている。
- 『**益田左兵衛**、**細山**主水助、佐渡民部、野々村左門、長江刑部、倉知兵庫、**長谷川**但馬守、**山田**織部佐、**稲田**監物、蔵人、内匠、山田』

長谷川越前と蜂須賀山城

- 1626年(寛水三年三月、蓬庵は長谷川越前貴恒に「公御側近相、自他国共奉仕候様被仰付家老」に取り立てた。
- また同年に、家政の長女万の子で外孫である岡山藩の池田内膳由英を阿波に招き、二年後の1628年には蜂須賀山城と改名させ、五千石を給して家老としている。
- この長谷川越前と蜂須賀山城が蓬庵病後は藩政の中枢にあり、藩主忠英を補佐していくことになる。
- これらは、いずれも藩主忠英の後見役である祖父家政による藩主権力の強化をはかるための施策である。
- 阿波入国に際してつけられてきた稲田を筆頭とする有力家臣を孫忠英の周辺から遠ざけ、あらたに忠英の側近をつくろうとした。
- 入国時の同輩的処遇から主従関係へと家臣の位置が変化していくなかで、それに順応しきれずにいた益田豊後は、家政、忠英にとって大名宗主権確立のために排除すべき存在であった。

家政倒れる

- 寛永6年(1629年)家政が病に倒れて政務から離れると、危機感が募り、**身付老従**に対しても藩政改革の目が向けられた。
- 城代として残されていたのは、稲田氏、賀島氏と山田氏そして中村氏と益田氏(豊後)。
- まず、寛永8年(1631年)筆頭家老の**稲田示植**を(由良城番の牛田氏の後を継いだ森甚太夫に代えて)、脇から淡路由良城代に、ついで洲本城代に移し、**藩政の中心から遠ざけた**。
- 稲田氏の移封後、**脇町**は徳島藩の直轄地になり、脇城の麓に、代官所が設置された。
- この後、淡路国および洲本城下町は藩政期を通じて徳島藩による洲本仕置支配体制下に置かれた。
- 寛永9年(1632年)、家政の外孫の**池田玄虎**と自身の腹心である**長谷川貞恒**(越前)を**仕置家老**に任じ藩政改革を進めた。

藩祖家政が他界

- 寛永15年、藩祖家政が他界。2代藩主の忠英はこれを契機として、在来の軍事優先体制から経済優先の官僚組織の充実に転換しようとした。
- もっとも悲劇的であったのは益田豊後長行で、忠英が各城番に代えて地方支配を担当させた国奉行によって、郡内での苛政が発覚して城番を剥奪された。
- また大西城の城番中村美作も発狂したとして改易されている。
- それに対して仕置家老となった賀島主水（牛岐城番）、山田讐前（仁宇城番）と長谷川越前は、ともに藩官僚機構の頂点に据えられた。
- この益田豊後の事件の背景には、支城主に与えられた統治権が大きかった事、また豊後自身、かつては蜂須賀家とは豊臣配下では同僚であった事だと言われている。
- さらに、阿波九城制度は、徳川政権に移行すると、大名に対する城郭統制が豊臣政権よりも厳しくなり崩壊した。
- 藩祖家政が補佐を解いた時期と重なり、忠英の藩政が確立したともいえる。そういう当時の社会情勢を、豊後は気付く事ができず改易となった。

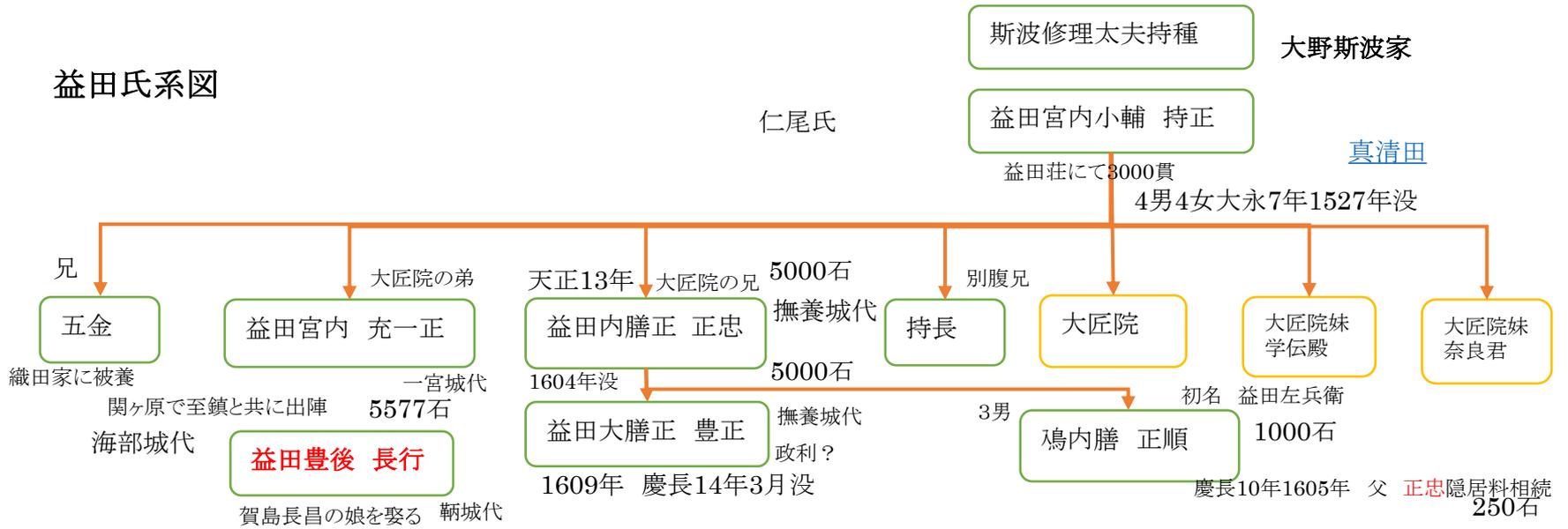
益田氏とは ?? である

- 益田一正、内膳の父持正は、尾張益田の庄で3千貫？
- 正勝の正妻 まつは持正の娘で宮内充一正や内膳と兄弟とされている。

疑問

1. 尾張に持正が領した益田の庄は見受けられない。
2. 益田の荘とされているのは、清須と蜂須賀村の間にある増田長政が出た増田の荘であり、小さな村で3千貫の領地があるとは思えない。
3. 其の地で生まれたまつが、伊勢の北畠に奉公し東嶽和尚を身ごもったというのは不自然。
4. 持正は1522年または27年?に死亡しており、まつやその弟である内膳、一正が子である可能性は少ない。
5. まつは、1611年没であり、持正が没する数年前に生まれたとすると90歳近い高齢だったことになる。しかも1526年生まれの正勝よりも年長となる。

益田氏系図



まつの父は三輪吉高説

○**まつ**は、尾張国丹羽郡の宮後八幡社の社家**三輪吉高**(犬山城主)の娘との説がある。

- まつは、三輪吉高と伊勢の関氏の女との間に生まれた。
- **吉高**は初め**北畠具教**の家臣で、娘の**まつ**(後の大匠院)も**具教**の側室になっていた。しかし、まつが東嶽和尚を身ごもったことで具教の正室の嫉妬を買ったのを機に北畠家を退いた
- 暇を出された**まつ**は、**母の里の関家に寓居**。
- 弟の**内膳**の計らいで**内膳の母の益田**を名乗り、宮ノ後の安井屋敷の正勝に嫁ぐ。家政も安井屋敷で生まれた。
- この説が正しければ、**一正も内膳も益田ではない**のではないかと。
- もしかすると**一政も内膳も三輪氏**かも
- **三輪吉高**は文禄4年(1595年)の**秀次事件**で秀次に連座して**失脚**した
- 一正も内膳も秀次事件の後、内膳の母の里であり、まつの妹が嫁いでいた益田氏と改名して蜂須賀家に仕えたのかもしれない。

翁物語における益田氏とは

- 益田兵右衛門といひし浪人有、此人槍軍術指南などして渡世を送りなる、其の子虎三郎(一正)といひし幼少の彼の彦右衛門(家政)竹馬の友なり
- 然るより虎三郎父兵右衛病死の後、此虎三郎父似にして、さのみ武術も不器用なれば、浪々の身の果、朝夕の畑も立ちかねて暮らしける。
- 古傍輩彦右衛門、父の正勝より次第に立身し今は、阿波國徳島にて高禄の身となり一國の大名と成りき、昔の馴染みを頼り身上を頼んで妻子を育まんと尾州の家を片付、蜂須賀村を打立家内を引連四國阿波國をさして急ぎ、兵庫から徳島の城下へ着みる取次を頼んで城主家政公対面の節、身の上の事を頼まるる、
- 家政公も昔の名染なれば格別饗応有り暫らくかくまい置きし、虎三郎も心安く暮らしける。
- 家政公申しけるは、当国南方の土佐境海部と申すところに域一ヶ所あり是当国と土佐境ゆへ家老を置とも心元なし、高七千五百石あり、是を以て彼所の仕置等を頼みたしと有られ、夫こそ幸ひの所也、

- 如仰土州隣の事なれ、**心面白と請合**し家政公も喜ばれ**樋口内蔵助末子同名彌三郎**また鉄砲の者四組指添え**海部の城**へと送られる。共時子々孫々よ至りて如何也とて書物認める

預ヶ相渡海部表約束一札之事

- 一海部高七千五百石、城壺ヶ所、鉄砲之者四組
- 右の通高役仕置方御頼候處如件

文禄三年四月

蜂須賀阿波守家政印

増田虎三郎殿

預り申 海部表一札之事

- 一海部表高七千五百石、城壺ヶ所、鉄炮之者四組
- 右之通高諸仕置方確かに預かり申 **虚子々孫々に至而ハ其家来同前**ト可被成候

文禄三年四月

増田虎三郎氏教印

蜂須賀阿波守殿

- この如く預け預かり証文互いに取り交わし嫡子虎之介十五歳の時、阿波家中長江齋の娘家政公の御媒にて、海部へ送られ其後増田豊後という。此人の事也
- 關ヶ原并大坂再度の御陣の時も阿州の御供して軍勢に加わり、阿波守江戸勤番の節も折節は江戸へ赴き、旗本伝手を求め、立ち入りして金銀を以媚び廣く立入を致しける。
- これを見ると一正は、家政の竹馬の友(宮ノ後に住んでいた?)であり、家政が大名となった後、旧知を頼り家政の元を訪ねたとされる。
- 家政の取り計らいにより、文禄3年(1594)海部城を預かる証文を交わし、同年、子の虎ノ助15歳の時、長江齋の娘を家政公の媒酌により娶り、以後豊後と名乗ったらしい。
- 他の資料によると、先の城代、中村重勝が海部城から大西城に移ったのは、慶長3年(1598年)であり、矛盾がある。

益田家系図 海部町史

- 益田持正 (太郎衛門(某)翁物語兵右衛門)益田庄三千貫(又ハ三百貫トモある):浪人、益田氏となる
- 益田宮内少輔一政:七千石海部城番、『年表秘録』
- 益田内膳正政利: 撫養城番、三千五百石
- 女子:一政**義理妹**、大匠院、名八松、蜂須賀小六室、**犬山城主三輪五郎左衛門娘**
- 女子 笹田某室女子: 市原浄雲室
- 女子 長坂三郎左衛門由景室

- 海部町史では、まっは一正(一政)の義理の妹で三輪の娘だとしている。

- また、気になるのは徳島藩士譜によると、一番古く正勝の家臣となり、福聚院様尾州召出しと記載されている益田文蔵三秀である。
- 三秀の嫡子、益田三郎左衛門三之は、まつの妹と結婚し家政に仕える。
- 三之の次男が大阪の陣で長宗我部盛親を捕らえた益田九郎次郎由忠であり、豊後事件の後、長坂三郎左衛門と名を変えている。
- この長坂三郎が家政の御隠居御家老となり、撫養城代の益田飛騨守や樋口左京の改易に大きく関わっている。
- 同時に兄三次の孫である益田八郎兵衛三全も長坂に改名しているのはやはり豊後事件に依るものだろう。

- また、撫養城代だった益田大膳の弟である鳩内膳正順(益田左兵衛)の子、仁尾大膳貞年はお国奉行となり、豊後を捕らえている。
- 鳩内膳正順の次男、仁尾清右衛門貞久の家系は赤穂浪士の奥田貞右衛門の子が継いでいる。

益田内膳家

大匠院の弟 別腹兄とも

益田内膳正 正忠

5000石

撫養城代

1604年没

正忠次男

長男

3男 1000石

母は牛田掃部助一長の妹

清三郎長尚

益田大膳正 豊正

5000石

撫養城代

政利?

鳩内膳 正順

慶長3年

牛田掃部助一長の養子となる

池田城代5000石

1609年 3月没

2年後不行跡あり取り潰し

益田飛騨守 正長

撫養城代

5000石

仁尾大膳 貞年

1000石

正順次男

250石

仁尾清右衛門貞久

興源院様代召出

仁尾六郎左衛門数信

1638年? 禄被召上
酒の上不心得有

興源院様代相続
御国奉行

1000石

1664年 板野郡姫田村蟄居300石

寛文4年没

稻田頼母 朝堯

元禄10年没 大阪御留守居役

250石

仁尾官右衛門定信

土組頭

南崇院様(光隆)代相続

清右衛門の娘の子

元禄10年養子相続

浅野内匠頭家臣

江戸在番

近松小右衛門行生4男

250石

元禄元年新町出火組裁判不宜

初名 仁尾 勘十郎

1000石

益田 因幡

仁尾孫三郎定勝

享保6年養子相続

浅野内匠頭家臣

奥田貞右衛門往高嫡子

給人と走り

- **走り**とは、江戸時代、貢租の重圧、役人の不正に反抗し、凶作時の租税の減免を求めて、移住の禁を犯し、居村から逃亡して**他領に逃げる農民**のこと。
- 逃散（ちょうさん）が計画的な集団的行動であるのに対し、**個別的な**ものである。
- 走百姓の持高については、領主に対し村が惣作の形で責任を負い、領主は彼らの還住（げんじゅう）を促す政策をとった。
- 17世紀前半、**逃散**は領主に対する農民の主要な**抵抗形態**であった。
- その中には、**〈走り者〉〈走百姓〉**などの呼称であられる、隷属農民や小百姓の**個別的な欠落**から、大百姓が村内の小百姓や隷属農民を引き連れて村ぐるみで逃亡する集団的な逃散まで、さまざまな規模・形態のものが含まれる。
- このうち**〈走り〉〈欠落〉**などの個別的な逃亡を除外すると、**逃散**は単なる村からの逃亡ではなく、**領主に要求**を受け入れさせるための**計画的な同盟罷業**といった色彩をもつことが多かった。

武家諸法度

- 大坂の陣によって豊臣家を滅ぼした徳川家康は、諸大名を伏見城に集め徳川秀忠の命という形で諸大名統制のための全13ヶ条の法令を発布した。これを**武家諸法度**といい、年号を取って**元和令**とも呼ぶ。
- 1635年に発布された寛永令では、江戸への**参勤交代**が明文化され、新規の城郭の**構営**や**500石以上の大船**の建設が**禁止**された。
- 大名・小名在江戸交替相定ムル所ナリ。毎歳夏四月中、**参勤致スベシ**
- **新規ノ城郭構営ハ堅クコレヲ禁止ス**
- **五百石以上ノ船、停止ノ事**
- 陪臣ノ質人ヲ献ズル所ノ者、追放・死刑ニ及ブベキ時ハ、上意ヲ伺フベシ

等

武家諸法度と幕府西国巡見使派遣

- 元和元年11月19日、徳川家康は**武家諸法度・一国一城制**が遵守されているかを把握するために、**三年に一度**諸国の監察を行う「**国廻り派遣**」の方針を打ち出した。
- **巡見使**とは、江戸時代、**主に幼少で家督をついだ大名**の領国に、**国政監視**のために幕府から派遣された役人をいう。
- 徳川家光が親政を始めて1年後の寛永10年1月6日(1633年)に、**慶長日本図**の校訂を理由として「**国廻り派遣**」を行うことを決め、2月8日に、小出吉親・市橋長政・溝口善勝・小出三尹・桑山一直・分部光信の6名の譜代大名格を正使として各地に派遣したのが最初とされている。
- 彼らは地図の校訂を行うと同時に当時既に構想されていた参勤交代実施時の**大名行列のルート**を確認する意図があったとされている。

益田豊後事件と藩の整備確立

- 1629(寛永六年)蓬庵が病に伏したのを契機に忠英の直政がはじまる。
- 1632年9月には、国奉行に領内を巡見させ領民の状況を調査している。
- この国奉行領内巡見が引金となって、翌1633年9月には、益田豊後長行の知行地召上げとなり、所謂「益田豊後事件」の発端がつけられた。
- 益田豊後失脚の直接的な理由は、領民にたする失政と大坂の陣の武功で家康から感状を拝領している家臣横井十兵衛を召放ったことにあった。
- 阿波藩では、寛永10年の幕府西国巡見使派遣に先立って、親戚筋の彦根藩主井伊直孝よりその情報をえていた(家政の娘アキが井伊直孝の正室)。
- 情報にもとづき、国奉行に領内を視察させ、益田豊後の知行地での失政を摘発、知行を召上げることで阿波藩はことなきをえたとされる。
- 益田豊後の処分については幕府に届出た上で行なわれた。
- この事件は一見、蜂須賀家政の阿波入国時の附家老であった益田氏の失政による失脚とみえる

豊後、分藩騒動

- 江戸に居た二代藩主忠英より国元へ、豊後追い落しに決定的な罪過とならしめる報が届いた。
- それに依ると、「知行地の海部川奥地・禅僧の材木を伐り出し、江戸大火後につけこみ同地に搬入して海部 手持ち材として非常な高値で売り捌き 其の大金を持って豊後は幕府要人達へ賄賂として送り、海部を我が一の仕様としている噂が巷にあふれているから、早速後を徳島に呼び戻し、取り調べをする様に」との報を仕置家老や家政の元へ忠英が送ったのである。
- これには家政も国元も動じざるを得ない重大事であった。藩では、横山氏、江川助衛門、間宮五郎左衛門の三人を山方奉行に、大久保惣助、岡田平兵衛を目安として、夜を分かたず海部へ赴かじめて取調べをさせたところ、「海部川奥地の禅僧山と名付く山材を伐採して、江戸表で販売した」との申立があった。この事は後々月前から豊後の一存に寄って行われたとされる。

翁物語

益田豊後の人物像

- 「翁物語」の人物評
- 「増田豊後深望あれば、人の好ざる在江戸を望え、江府に於て金銀にて諸家へ取入、旗本の沙汰ある家へ登録の橋を渡りを求め、猶も大老老中へ伝手を求める」(『阿波国古雑抄』)
- ※ただし「物語」について小杉福幅は、「北書パ当時我藩内ニテ書ルモノニアラザルベシ、事実相違ノコトモ多ケレドモ、サハイヘド参考ニ供スベクオボエレハ、原書ノマミニ写シフ」と記す。
事実と異なる部分が多い参考程度の資料。

国奉行に依る捜査

- **海部**国元へ仕置家老より、**国奉行**の太田金右衛門を始め齊藤八兵衛岩田弥二右衛門の三人を探方として差し向けて、豊後の失政を探ぐらせた。
- 此の者達は直ちに**海部**一帯の**住民**に、**悪政**があれば申し立てる触れを出したところ、早速いろいろな事の日安が入った。

其の主な事を揚げると、

- (1) 豊後の**苛酷な年貢の取り立て**に困窮した人、**九十人の農民共**が、**土佐に越境し逃した**。
- (2) 家康公より感状を受けたほどの家臣**横井十兵衛**を、藩主へ一応の申し出もなく**追放**した。

☆ 家康ではなくて、至鎮からの感状では？

益田豊後の罪

- 益田豊後事件～「翁物語」によれば、
 - 1. **藩材の無断売却**

豊後の寵臣若山道之丞と御用商人堺屋惣助の進言により、禅僧山の藩材を無断で伐採し、江戸で売却。折柄の江戸大火による材木高騰時だったという。このことが在府中の忠英の耳に入り大問題となる。
 - 2. **百姓への批政**

知行地の海部郡下において、批政があるという目安（訴状）があり、国奉行が調査。その結果、厳しい年貢取り立てのため百姓80～90人が土佐へしたことが判明。
 - 3. **功臣の召放ち**

初代藩主より状を受けた家臣横井十兵衛を、藩への断りなく暇を出していたことが判明。横井については、大坂冬の陣での活躍がある。

(2) 益田豊後の主張と百姓の主張

○豊後の主張

- 去年(1632)秋に知行所の百姓が「ちくてん」「走り」したのは事実であるが、百姓の訴状については承知していない。
- 横井十兵衛の件については事実ではない横井が勝手に「ちくでん」し、こちら側が解き放ちをしたわけではない。
- ※木材伐採については触れられていない「江戸大火一材木高騰→豊後が売却」というのは、創作か？

○海部郡百姓の主張

苛政はあった。海部谷の百姓たちは、もはや堪忍できない状態であり、給人を豊後以外の人物に替えてほしい。さもなくば、牟岐 宍喰に逃散するつもりだ。

- 以上をまとめると「走り百姓」が生起したのは**事実**。
- 百姓への苛政については、豊後と百姓側の主張は相反するが、**百姓**側にとっては「**苛政**」であった。
- 功臣の解き放ちについては検討が必要。
- **藩材の伐採**については、その**事実を含めて再検討**を要する。

益田豊後は、蜂須賀家の家臣か

- 翁物語によると、
- 当初、豊後が、蜂須賀の家臣である確証がなかったと言われる。
- 井伊家の指示もあり、徳島藩では、豊後が蜂須賀氏の家来であることを示す文書を探した。
- つまり、独立した城主でも与力や客分でもなく家臣であることの証明が必要であった。
- 苦労して発見したのが、家政が豊後の父、一正に海部城を与える時交わした一札であると言われている。
- 預ヶ相渡海部表約束一札之事に、
- 「虚子々孫々に至而ハ其家来同前ト可被成候」と書かれている。

- 如仰土州隣の事なれ、**心面白と請合**し家政公も喜ばれ樋口内蔵助末子同名彌三郎また鉄砲の者四組指添え**海部の城**へと送られる。共時子々孫々よ至りて如何也とて書物認める

預ヶ相渡海部表約束一札之事

- 一海部高七千五百石、城壺ヶ所、鉄砲之者四組
- 右の通高役仕置方御頼候處如件

文禄三年四月

蜂須賀阿波守家政印

増田虎三郎殿

預り申 海部表一札之事

- 一海部表高七千五百石、城壺ヶ所、鉄炮之者四組
- 右之通高諸仕置方確かに預かり申 **虚子々孫々に至而ハ其家来同前**ト可被成候

文禄三年四月

増田虎三郎氏教印

蜂須賀阿波守殿

忠英、屈辱と激怒

- この時藩主**忠英**が、稲田修理示植賀島主水政重・池田内膳由英 中村若狭可近 長谷川越前真恒の家老5氏に宛てた、**益田豊後守「申開条々」**によれば、
- 80~90人にも及ぶ多数の**農民**が**土佐国へ逃散**した事は、**土佐藩主との体面上**、「他国之聞、前代未聞之次第、ひとへに阿波守ちしょく「**恥辱**」と、忠英は屈辱感をあらわにし、土佐藩に対して徳島藩側の非を認めざるを得なかった。
- 徳島藩は、こうした多数に及ぶ農民の土佐国境への逃散事件を誘発した豊後に対して、蜂須賀家の姻族として権勢を保持した門閥家老の立場をまったく否定。
- **豊後を山中に長年幽閉**するという、徳島藩の**上級武士の処分**としては、**極めて異例の厳しい刑罰**を断行した。

藩主忠英の家老宛書状

- 益田豊後守申聞条
- 去年我等江戸出国之刻、今度改而申付**国奉行**之者共に**申付**、国中之土民等迷惑仕族候はば、不限蔵納、給所、道有事をは承届令使いひ所へは、或令扶持か、或いか様之道にてもれんみんを加候様にと申付、**在々廻し候所**に、
- 海部郡之内**豊後守知行所之百姓共**、不応所に処務 不応身に役儀等申付故、年々年つまりかしに及由にて、数ヶ條之**目安**指上候、
- 其外近郷之者まで、豊後守申付様、**無理非道**之由、迷惑申様之目安之面一二に候右之**目安**共、只今指遣候間、具に可有被見候、
- 愚成言事なから、左様之处務方少も不存、我等見届候にも、世に赤例も有間敷哉、海部郡之義は大分**豊後守知行所**の事に候間、たとへは我等不存族にて、**蔵納**に迷惑仕子細候共、我等へ相伺、豊後守為覚悟よき様に引直し、百姓之たゝすみも事成候儀に可申付、道こそ本意にて候に、国中之**百姓共**、**対給人何之申分も無之**に、**豊後守一人之為覚悟**、件之仕合、中々絶言語候、

- 右之**国奉行**之者共、不甲付此以前之通に有来候て、公儀上使之御衆於**御渡海者**、彼地にて**直に目安**を指上候は、有のまにて可被達上聞候、然時は忽**我身上**で**大事**にも可罷成候所に、**天道に相叶**、**御国廻御越無之以前**に開届、及沙汰義に候、其上先年もケ様之義にて、百姓共申分に及び候、度々如此之仕合、不及是非候、
- 剰去秋之頃、豊後守**百姓分八九十人**に及、令**ちくてん**候所に、**松平土佐殿家来衆**取扱にて、帰参仕由に候、勿論、豊後守に不限五人十人走之例は不珍候へ共、無理非道之族にでも、うせい如此之段、他国之聞前代未聞次第、ひとへに**阿波守ちしよく**と存事
- 右之趣庵公開召届、**益田主殿・森左右衛門**を以、御内意被仰聞之由傳聞候、其豊後守申分於有之には幸と存、右兩人を以蓬庵へ段々理をも可上処に、不及其儀、数年百姓のそせう之通、只今行當下にて投義等指免族は豊後守も不成道義を申付と存わきまへ、右之仕合せと聞届候、然上は可せんさく子細にあらず候、向後対面有之間敷事、

• 豊後守家来之侍**横井十兵衛**と申者、先年大坂表軍中無比類由にて、義博勘定を被遣置待之義に候、然を一礼も無之、**数年すておき、剩妻子を可育力も無之様に仕成**、去々年候や終に追失候、雖然、何程之忠功者に候共、主従之間其身之覚悟により、或はせいはい仕か、或せつかん仕間敷にもあらず候、併義傳軍中不遇成由にて墨付をも被遣置待の事に候間、いか様之子細を以、**家来をはなし**との義、我等へ一往可申理子細に候に、終に不及異義候は、主りよくにのみふけり、**おとこの道にとんちやく無之**、かうおくの別をも不辨、豊後守に過分之知行遣置義、ひとへに国家之ついで、**対我等に不義第一**と存事尚、山崎 凶書助・吉岡勘兵衛口上に可申候也、

• 寛永拾年二月廿五日忠英(花神)

• 稲田 修理殿加島 主水殿

• 加島主水殿

• 池田内膳殿

• 中村 若狭殿

• 越前殿

- この忠英の国家老への書状は、益田豊後の行状についてあげている。
- 注目されることは、「右之**国奉行**之者共、不車付、此以前之通に有来候て、**公儀上使之御衆於御渡海者**、彼地にて直に**目安**を指上候は、有の集に可被達上開候、然時は忽**我等身上之大事**にも可罷成候所に、**天道に相叶**、**御国廻御越無之以前に開届**、及沙汰義に」としていることである。
- 幕府が「**御国廻**」=巡見使の派遣を発表したのは1332(寛永9年)12月であるが、阿波藩では**正式発表以前**にこのことを知り、9月には国奉行に領内を巡見させて、**幕府巡見使の入国**に備えている。書状のはじめの部分はこのことをしめしている。
- また、事前に巡見使派遣について知りえたのは、藩主忠英の叔母の阿喜姫が嫁していた、井伊家を通じてのことと思われる。
- 益田豊後の**失政**、それは**農民の訴状(目安)**によって知りえたことであるが、国奉行の領内巡見はまさに藩主忠英にとって「天道に相叶ったことであった。

- 幕府による巡見使の派遣は
- 「領主・代官の民政を監察し、幕府政治方針の徹底をはかる」ことを原則とし「監察の結果にもとづいて、領主・代官の政治が評定される」ものであった。
- 藩主忠英が領内での失政・幕府政治方針違反が幕府に知れた時に「怨我等身上之大事にも可罷成候」としたのは、
- 前年の1632(寛永9)年5月に肥後51万5千石の大名加藤忠広、光広父子の処分が念頭にあったことといえる。
- また、大御所秀忠が一月に死去し、家光の独自の政治がおこなわれたす時点であったことを思いあわせれば、
- 藩主忠英が「豊後守に過分で知行遣置義、ひとへに国家之ついへ、対我等に不義第一と存事」としたことが理解される。

益田豊後父子の知行地召し上げ

- 「阿淡年表秘録」二月廿五日
- 御老中へ 益田豊後義 海郡治方不宜、百姓共困窮旨、目安以国奉行迄申出、其上義、伝感状茂遣置候家来横井十兵衛（一応之申出も無之）暇指遣候段、彼是不届ニヒ思召旨ヒ迎出、
 - 益田豊後
- 公边へ(重々不届之段)御届之上、名東郡大栗山中へ被召込、式拾人御扶持方被下、長坂三郎左エ門・片山半兵衛召 連山中二趣、右番、渡辺勘左エ門・山田八左エ門 林弥五右エ門、壱人宛廿日更二相勤候様、被仰付、
 - 益田外起
- 海部郡山中へ被吾人、拾五人御御扶持方被下、右番、関九郎左エ門・青野分左エ門、廿日交二相勤候様、被仰付、
 - 益田式部
- 仁宇山中被吾人、拾五人御御扶持方被下、右着、谷市兵衛・郷司藤左エ門、廿日二相勤候様、被仰付、
- 右者 八月日江戸御老中へ(御書を以)被仰出

- 益田豊後、同外記同式部の三人がそれぞれ名東郡大栗山、海部郡山中に弐拾人扶持 拾五人扶持をあてがわれて閉じこめられた。
- その罪状は「海部郡治方不宜、百姓「共令困窮」という知行地での治政の不手際と、
- 「其上義、伝感状茂遣置候家来横井十兵衛(一応之申出も無之) 暖指遣候段、彼是不届ニヒ思召」と、大坂冬の陣で戦功のあった横井十兵衛を藩主に一言の挨拶もせずには暇にしたことをあげている。
- 「彼是不届と思召」とそのほかに理由のあったことを推測させる記述の仕方をしている。
- 処分理由はともあれ、「公辺へ(重々不届 之段)御届之上」、すなわち公儀幕府への届出の上で益田豊後父子の処分がおこなわれた。

幽閉中の豊後

- 幽閉中の豊後については当神山町の資料『大栗雑志稿』で興味深い記述がある。
- 「大栗雑志稿」
- 一益田豊後殿神領村へ山籠被仰付候節、四郎兵衛屋宅不残御用立申候、御奉公達と奉存、御造用聊も拝領不仕候、豊後殿十三ヶ年神領村ニ被居候内、御番所其外御普請等之御奉行始終四郎兵衛壺人被仰付相勤申候、豊後殿十三ヶ年御頌之間、上方并御国之医師針立上下共馳走仕候義、是又御奉公たちと奉存、四郎兵衛造作ニ而仕候
- この記述から豊後の幽閉は神領村庄屋上野四郎兵衛が主に関わっていたこと
- 藩の監視施設などの建設はもとより病に罹った豊後の治療にあたる医師の接待に至るまで一人で負担している。
- 一方、長期間におよぶものではあったが、その生活は過酷なものではなかったことが窺える。

- なお、豊後の配下であった樋口茂兵衛も神領村に預けられていた。
- 『大栗雑誌稿』によれば、茂兵衛は蜂須賀家の重臣樋口内蔵助正長の末子であった。
- 豊後と時を同じくして、この茂兵衛も処刑されたのだった。その際、強者茂兵衛を討つのに苦しみ、鉄砲などを使用して大騒ぎになったが、最後は庄屋の四郎兵衛親子に斬られたという。酒を飲まされてだまし討ちにあったともされる。
- 茂兵衛の墓は、妻や下女等の墓に囲まれて、神領の善覚寺に今も残っている。

益田家系 仁尾内膳徳島大学附属図書館より

☆ 多くの資料で豊後は大栗山に幽閉されたと書かれている。

大栗山とは、一宮大栗であり、一宮城や一宮神社の地であり、不思議だ。

豊後の失政の真偽

- 豊後の知行地での失政が国奉行によって摘発され、直接的には**農民の目安**がその契機となっているが、事前に処理したことで対幕府関係の一つの危機はのりこえられた。
- しかし、益田豊後の失政、農政が藩主忠英の家老宛書状にのべられているようなものであったかどうかは、**現段階では確かめようがない**。
- **国奉行**が領内を巡回した後に**目安が出てくる**という点に問題がある。
- **告訴状**は、**再三にわたる催促**があつてのことで、ここにはきわめて権力抗争的色彩が濃いと思われる問題がふくまれているのではないか。

忠英の意を汲んだ長谷川の陰謀か

- 寛永10年の豊後の処分により、海部郡は全て蔵入地となる。40年に及ぶ益田家の城番は終了。
- 太田金右衛門が現地の始末にあたった後、寛永17年(1640)奉行制が実施される。

支城の破却

- 1640年(寛永一七)12月2日付で日比野忠太夫以下13名の郡奉行宛の「覚」と国奉行益田主殿介・森左太右衛門宛の裁許に関する法規が出されている。
- まず、郡奉行宛の「覚」では、1638年の島原の乱後の一国一城令によって阿波藩では徳島城以外の支城について破却し、蜂須賀氏阿波入国以来とられてきた家老による支城駐屯制が廃止された。
- 国奉行が設置され、人の農政の監視・農民の動向の視察などがその任務とされ、藩主・家老・国奉行・郡奉行という地方支配の系列化がなされ 機構として整備されたのは、この「覚」からである。
- 「覚」は13カ条からなっており、中央藩庁での合議制が原則とされ、郡奉行の寄合では裁ききれぬものは、国奉行の益田主殿介・森左太右衛門に、さらにそこで解決せぬ場合は仕置家老である賀島主水・中村若狭・稲田九郎兵衛のもとで許することとした。

国奉行

- **国奉行** は、元和9年阿波・淡路両国に始めて設置された際は、**騎馬士** 3名が任じられ、士卒陪臣の訴訟を担当した**裁許奉行**、給地の農民支配や司法を担当した**郡奉行**、蔵地の農民支配や司法を担当した**代官**との**各職を合わせ持った要職**として設置された。
- そもそも**豊後の不正**を摘発したのは、寛永10年(1633) **豊後の一族**で、国奉行に就任した**益田主殿助**ならびに森左太右衛門の徳島本国担当の2名の国奉行であった。
- 豊後の事件終了後、徳島藩当局においては、類似事件の再発を極めて重視したと考えられ、明暦元年再び郡奉行に替えて、権限を大きく強化した国奉行を設置するに至った。
- 翌年この役は、**裁許奉行を兼務した国奉行**として、さらに権限が**強化**された。
- 以後国奉行は、騎馬士を当てる事なく、**中老**から選任して職掌権限を強化した。

益田豊後事件の再燃～

- 豊後らには見張り番の藩士が付けられ嚴重に監視された。
- 豊後は大栗山で12年間幽閉されていたが、正保2年(1645)になり、義弟で加賀浪人の阿彦左馬之丞を通じて幕府に訴えようとして大きな事件となった。
- その訴状で対象にしているのは徳島藩仕置家老長谷川越前貞恒の行動であり、幕府が禁じていた大船建造や吉利支丹宗徒の保護、そして幕府老中土井大炊頭利勝との私的な関係の三点であった。
- いずれも外様大名蜂須賀家の死命を制しかねない驚愕の内容であった

- 事件の発端
- 正保2年1月豊後、義弟の阿彦左馬之丞、幕府に上訴し 長谷川越前の不正を訴える。 ← 幕府には訴えていないのでは？
- 益田豊後は、宮内が家康の伊賀越えに助力したことや、関ヶ原合戦の際には宮内が当時幼少の至鎮を連れて家康の陣に参じたことを述べ 徳川家・蜂須賀家に対する功績を主張し復権を訴えた。
- こうした益田豊後の主張は、蜂須賀・徳川家(幕府)に対する奉公を主張して自らの地位を確保しようとするものであった。
- 家老を蜂須賀の「御家」に包摂しようとする主君、それに対して幕府への功績をも主張して復権を訴え、大名「御家」の枠を超えたところに自らの位置を主張する家老という構図がある。
- 「幕府・大名家双方合意の方向性」の中で、益田豊後の敗訴は必然的なことであったと思われる。

阿彦左馬之丞書狀

- 1645年正月
- 加州浪人豊後妻弟 阿彦左馬之丞ヨリ御家老中へ文通
- 益田豊後事 何之失も無之処、長谷川越前讒言二依而、山中二召籠被置候由、此節餓死仕哉と存知候処、未存命二罷在由承二付、御訴訟為可申上、某加州之暇ヲ乞罷出候、豊後父宮内義ハ於御家忠義之者と承り候、旁以前々之通被召仕被下候ハ、難有存候、
- 此之如き事 御許容無二おひて、御城女中方内縁有之間、上聞二可達旨申来、依之御参府迄御延引も難被成、伊吹惣右衛門ヲ使者として江戸へ被遣
- 右之書狀御留守君同道にて、井伊掃部頭君へ入御披見候上、御老中迄 指出、公御参府被遊上に而、左馬丞一儀双方御吟味被遊被下候様御願二付、御老中より長谷川越前、益田豊後呼下候様被仰付(中略) 九月十一月廿九日)

- これを読むと、阿彦左馬之丞は徳島藩家老宛に、無実の豊後は長谷川越前の戯言により処罰され罪はないので、罪を解き元の通り仕えさせて欲しい。
- もし叶わなければ、御城女中の縁あるものを通じて將軍家光に訴え出るつもりだと脅かしを込めて、願い出ているように見える。
- 藩は、脛に傷あるのか、慌てふたむき対策を講じたのではないだろうか。
- 御城女中とは、春日局に仕えて江戸城奥女中をしていた阿彦左馬之丞の伯母宮内卿のこと。
- 家光に非常に近い立場にいたと思われる。

- 豊後が訴えた13箇条の中でも、そのうちの3箇条は、特に蜂須賀家の存続に関わるきわめて重大な事項であり、大名を統制した法律である「**武家諸法度**」に大きく**違反**するものであった。

その不正とは、

- 1.幕府が禁止した**大船の建造**、
- 2.**キリシタン**疑惑の未調査、
- 3.**幕府への謀叛**という、きわめて重大なものであった。
- このことが事実であれば、**蜂須賀家**は幕府から、ただちに**取りつぶされる**危険な運命にあった。蜂須賀家では、まさに例のない最大の危機を乗り越えるため、若い藩主忠英を中心にして、対策が練られた。
- この時、参勤交代のため、江戸にいた忠英は、危機を打開するため、国もとの家老6人に対して、事件の解決策や経過などを報告すると共に、細かい指示をあたえた**長文の書状**を書き送っている。

国元の家老に対する忠英の書状

この史料は、1645年(正保2)に豊後が幕府に訴えた13箇条に関して、蜂須賀家が調査の開始を幕府に願う直前の緊迫した同家の情勢を示す史料である。

- ① 江戸もしくは京都・大坂などにおける動きに関し、蜂須賀家が事件に関わるあらゆる**情報を収集**していたこと。
- ② 藩主忠英の命令によって、事件に関わる重要な事項に関し、蜂須賀家内における**嚴重な機密の保持**を行ったこと。
- ③ 金沢藩前田家による同藩の浪人阿彦佐馬之丞の殺害の噂に関し、蜂須賀家が金沢藩に対し、事実の有無を明瞭に確認したこと。また、阿彦が金沢藩によって殺害された場合、蜂須賀家の立場が不利になるため、**阿彦に対する金沢藩の手出し**をいっさい阻止する決意であったこと。
- ④ この頃、事件解決の展望は、「爰元二ても沙汰なし之分二候」とあり、蜂須賀家をめぐる形勢はいちじるしく**不利的な情勢**で、断絶の危機的な状況に直面していたこと

- 益田豊後の問題にした**大船建造**、**吉利支丹宗徒**、**土井大炊頭利勝**への**誓紙差出**は、このまま事実であるとすれば、長谷川越前個人の問題にとどまらず、いずれも幕府の禁制を犯していることだけに、**阿波藩の存亡**にかかわる**重大問題**であった。
- 井伊掃部頭に相談し、**阿彦左馬之**が**訴え**でる前に、**事の黒白**を幕府によって**つけてもらう**よう藩主忠英が願いでるという行動をとったのは、そのためである。
- 蜂須賀家では、幕府などの重要な人物の指示を受け、最後の挽回をはかるため、あらゆる対策を練っていることを家老に報告し、本国におけるいっさいの動揺を制止した。
- その際、忠英の生母の**敬台院**や縁戚の大老**井伊家**の指導や幕閣への働きかけが大きかったと思われる。

- 幕府では、13箇条の訴えに対して、豊後と長谷川越前とを訴訟を裁決する幕府の評定所で対決させ、裁決することとなった。正保2年9月 豊後、江戸に到着する。
- 11月9日 長谷川越前 江戸に到着する。
- 稲田修理ほか3名も 到着。
- 12月27日 長谷川越前 幕府評定所に呼び出される
- 正保3年1月12日長谷川越前と益田、評定所に呼び出され、老中阿部重次らの前で「対決」する。
- 同月24日も同様に「対決」する。
- その結果、重大な事項であった3箇条は、越前の反論によって、いずれも豊後の偽りであることが判明した。

- 比時ノ御用番讃岐守 タルニ因テ、則吟味遂ラル、豊後カ申分
数ヶ條アリト、単発三ヶ条ニ約リヌ
- 1. 越前御法度ノ大船造置候處、諸国御目付御廻り成サルニ付、
ソノ船造り直シ申由、私ハの病気ニ罹成 家来申聞承候
- 2. 越前儀ハ公儀御代替時、土井大炊頭様江誓紙指上候由、坪
内半三郎様御申聞、早速阿波守ニ申聞候、
- 3. 下田市郎左衛門儀、吉利支丹宗門ノ由ニテ江戸ヨリ、柘植庄
太夫・三浦次郎右衛門差越候テ、越前ニ吟味仕へキト申越
候處、兼テ下田ニ目ヲ懸申ニ付、穿鑿ヲ遂ケサス候

- 益田豊後の申し立てについて長谷川越前は評定の場で、
 1. **大船建造**の件は大坂船手奉行小浜民部の書状による**許可をえていること**、
 2. **土井大炊頭利勝への誓紙**の件は**事実無根**である
 3. **吉利支丹宗門徒**下田市郎左衛門の件は、柘植庄太夫・三浦次郎右衛門の両名が阿波に来たことは知っていたが、当時藩主忠英の怒りにふれて逼塞ひっそく中だったので**直接会っていないこと**、
ことを申しひらいている。
- ついで、藩主**忠英**も、**2月1日**には**酒井讃岐守忠勝宅**に呼びだされ、堀田加賀守正盛、松平伊豆守信綱同席のもとに、長谷川越前とおなじく、さきの三ヶ条について尋問をうけ、それぞれ申しひらいている。

- 蜂須賀家記によると、対決の場に現れた長谷川は堂々としており、「大船を造りしこと、切支丹宗門その他十数条、分疏明弁滞りなく、ついに豊後語塞り答えること能はず、豊後は阿波守の処置に任す旨の上意申し渡さる。
- 長谷川は若手バリバリ、豊後は老齡で病身。
- 豊後は論戦で勝ち目はない。
- 「依て各藩邸の門開かれしとなり」と書かれている。
- 幕府がこの訴えで蜂須賀家に有利な裁断を下した理由として、至鎮の正室で忠英の生母である敬台院が存命していたことも理由として挙げられる。
- 敬台院は徳川家康の養女であり、彼女が幕府に働きかけた可能性が考えられる。
- また、忠英の次男隆重が、井伊家の取りなしにより家綱のもとに小姓として出仕していたことも関係あるかもしれない。

- 処分

- 2月3日 忠英、大老酒井から「共方利運」(道理にかなっている)と仰せ付けられる。豊後は松平周防守預りから忠英のもとに送致される。
- 長谷川越前、坪内惣兵衛を伴い、老中・目付・奉行宅に行き、御礼を述べる。
- 酒井讃岐守に直にお礼し、退出後敬台院の住居へ立ち寄る。
- 稲田修理に御屋敷門を開門させる。

- 3月9日豊後、徳島に送られる。
- 豊後、病死する。
- 5月2日豊後の子外記と孫の式部は、大安寺において斬罪
- 豊後の妻は、稲田勘解由、次いで中村右近に預けられるは、日光東照宮門主の助命により、水野忠清、当時は信濃松本藩主に預けられる

- 正保三年、幕府評定所長谷川越前と益田豊後が直接対決し、その結果、越前側すなわち徳島藩の主張が認められ、豊後は敗れ処刑されたのだった。
- この事件の政治的意義は大きく、門閥家老を排除し大名宗主権の確立が進展した。
- 益田豊後事件は、いくつかの検討すべき問題がふくまれている。
- 第一に、1630(寛永10)年という時点で益田豊後の知行地百姓にたいす「悪政」がことさら何故に問題となったのか。
- 知行地召し上げという処分を受けねばならぬほど益田豊後の治政には問題があったのか。
- 第二に、益田豊後の申し立てを口実に、幕府は阿波藩を取り潰すことができたにもかかわらず、何故しようとしなかったのか。阿波藩と幕府との関係はどうだったのか。とくに阿波藩側の対幕府政策はどうであったのか。
- 第三に、この事件が藩政確立の上でどのような意味をもっていたのか、などである

徳川実紀

- 幕府でも、この事件を重視し、『徳川実紀』に裁決の様子を記録している。
- 去年松平阿波守忠英が家士益田豊後、長谷川越前争論の事あり、
- 豊後 訴状をさげ上裁をこはんとしけるに、阿波守忠英かねて豊後は国に禁獄して置しかば、みづから訴状をさぐる事を得ず、小松中納言利常八其方卿の家に豊後が妹婿阿毘子左馬允といへる者あり、豊後にたのまれしかば、利常の家を亡命して奉行所にいたり、その訴状を奉る、
- よて査檢ありて、越前豊後兩人めし出し対決せられしに、**豊後申所さだかならず**、よて今度豊後をば忠英に引渡し、其家法に行はしめ、左馬允をば水野隼人正忠清にあづけしむ、
- 忠英もこの事に座し、去年より出仕はかりて家にこもりしとぞ、

(「徳川実記」『新訂増補国史大系』430頁)

- こうして、蜂須賀家の土台を大きく揺るがせた**御家騒動**は、13年間におよぶ長い年月を費やして**集結**した。
- 益田豊後事件が集結した後の**蜂須賀家の政治体制**は、**大きく変化する**。
- 幕府による一国一城令の施行によって、完全に**阿波九城**が**廃棄**され、**軍事支配体制**が崩壊した。
- 豊後事件の後、3代藩主光隆までは藩主による直仕置(じきしおき)で藩政が運用されたが、寛永18年(1641) **仕置家老制**が導入され、4代綱通のときから藩の政治は**藩主の直仕置**から、仕置家老が直接政治を行う**家老の仕置体制**に移行する。
- その後、藩主に養子が続いたこともあり、益々、**藩主は藩政から離れていった**。
- それは、家政が目指した**大名宗主権の確立**の目標とは異なってしまったのかもしれない。
- この体制は、10代藩主**蜂須賀重喜**の時代まで続くことになる。

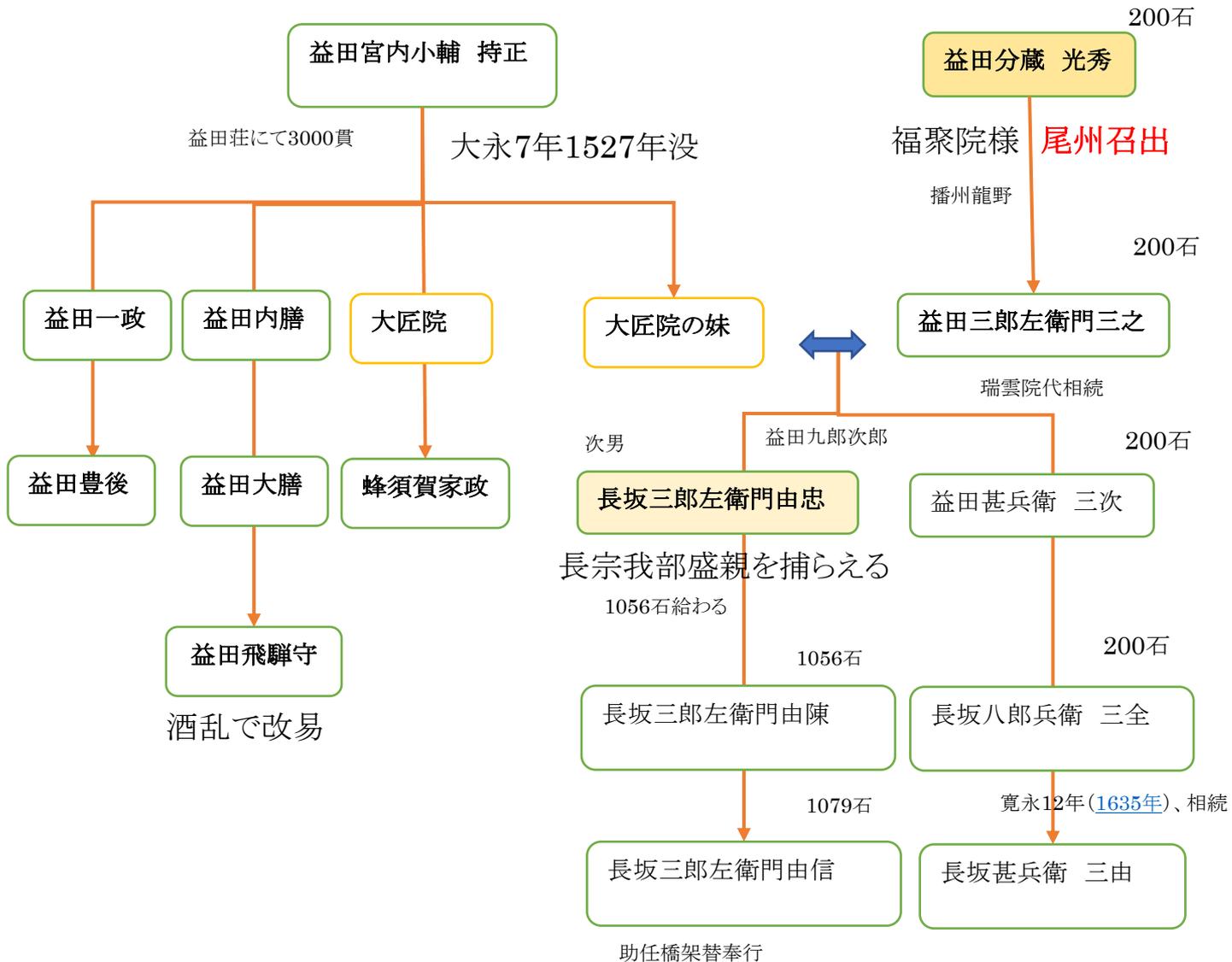
豊後は藩政改革の犠牲者か

- 家政の阿波入国時には、秀吉から**与力老従**として稲田氏・牛田氏・中村氏・林氏・森氏・樋口氏・西尾氏が付けられていた。
- 山岳武士の抵抗などもあり、各地の重要地点に**支城**を築き、武闘派の**重臣**を配する必要があった。
- 龍野6万石から、急に領地が拡大したため**家政直臣は少なく**、与力老従に対抗するためにも**縁者**を重臣として配する必要があった。
- しかし、その重臣達の中には地方知行であったこともあり、**独立藩主**のように振る舞うものも出てきた。
- 世情の変化に対応する為、与力老従だけではなく、身内重臣も藩政の中心から排除する必要が出てきたのではないだろうか。
- 藩主の思惑通り事は進んだ様に見えたが、豊後事件の再発により、徳島藩に改易の危機が起こった。
- しかし、雨振って地固まるの通り、井伊家や敬台院等の尽力により一時的には藩主主権を確立できたのではないかと思われる。

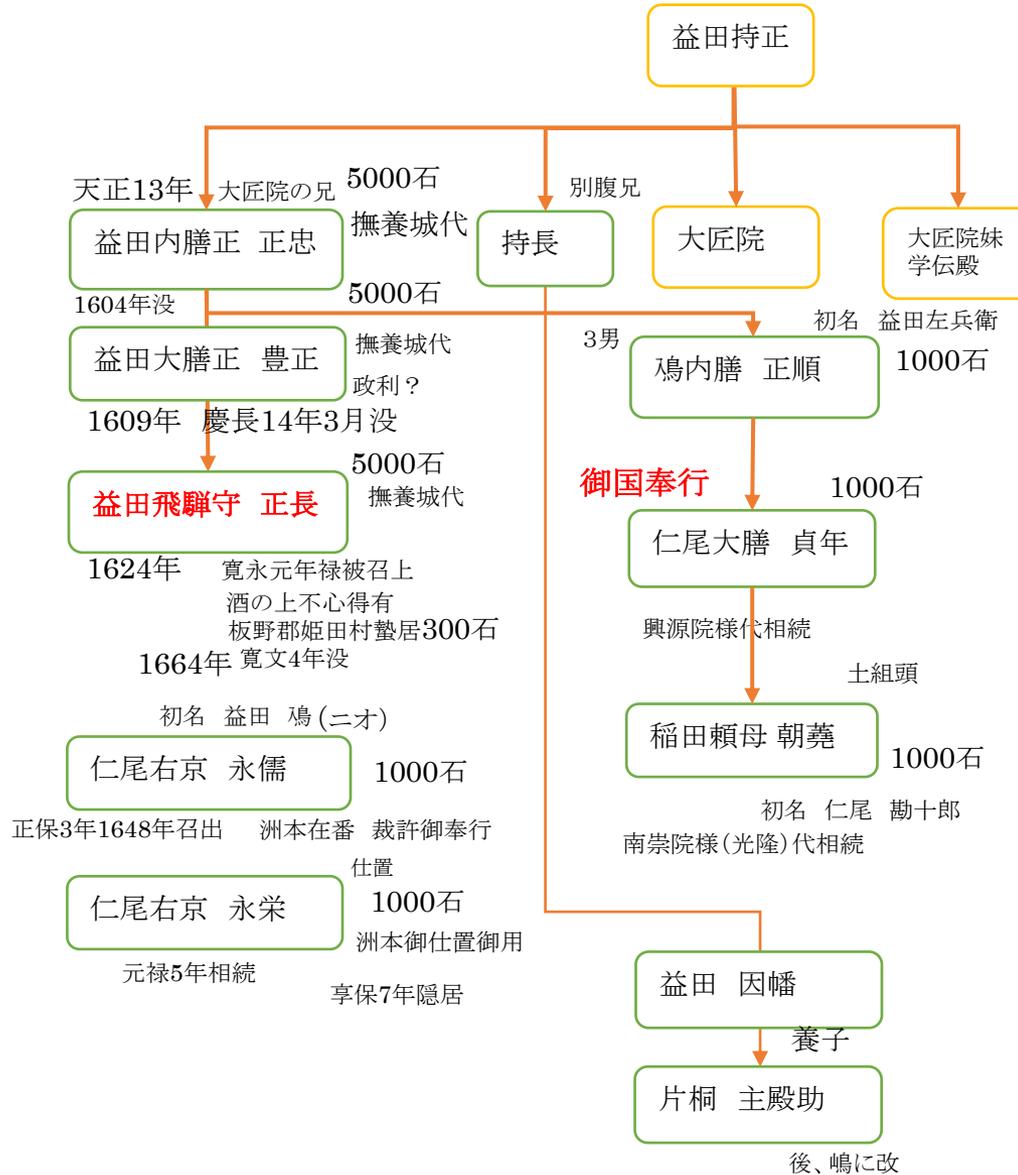
参考資料

- 藩政成立期の研究 石躍 胤
- 近世大名家の政治秩序 三宅正浩
- 徳島の考古学と地方支配文化 小林勝美
- 阿波藩騒動 浅川初夫
- 阿陽記
- 翁物語
- 藩翰譜
- 徳島藩士譜 宮本 武史
- 徳島藩家臣団 宮本 武史
- 史伝蜂須賀小六正勝 牛田義文
- 阿淡年表秘録
- 史料集（益田豊後関係書簡） 徳島の古文書を読む会二班

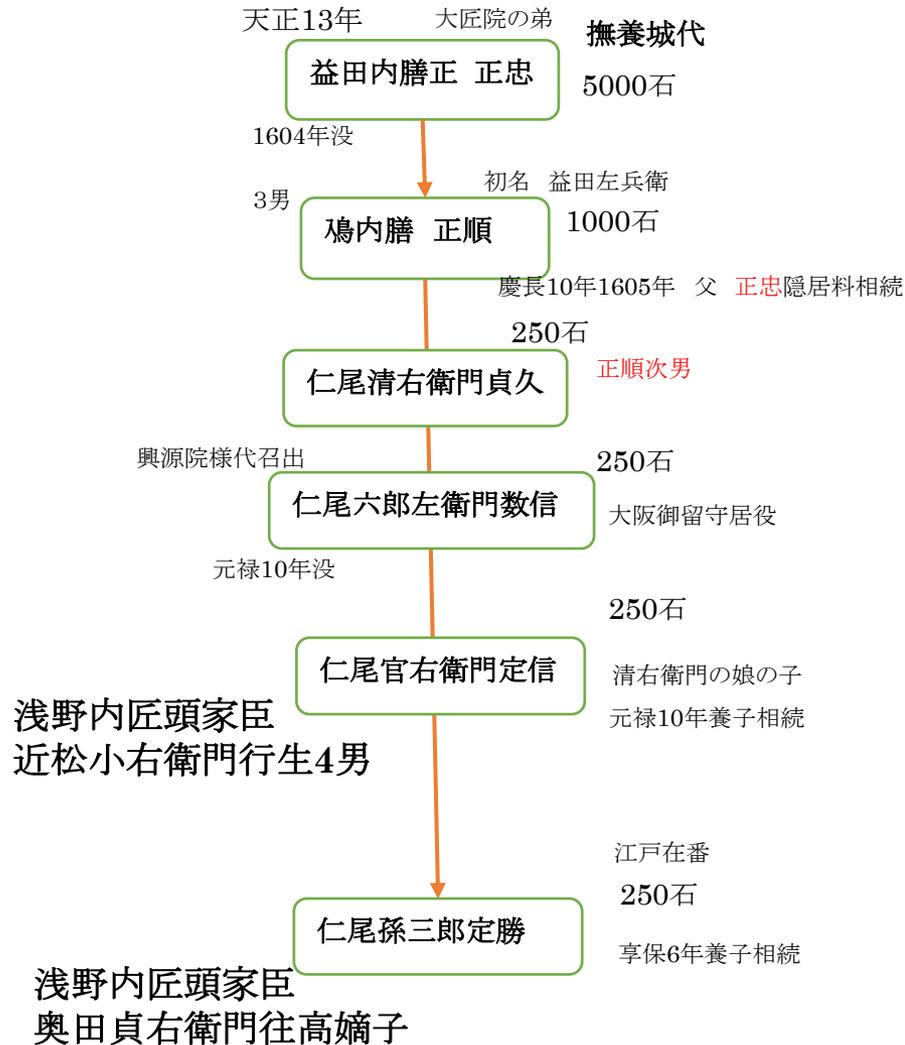
その後の益田氏



豊後事件その後



益田氏 その後



益田内膳家

大匠院の弟 別腹兄とも

益田内膳正 正忠

5000石
撫養城代

1604年没

正忠次男

清三郎長尚

母は牛田掃部助一長の妹

慶長3年
牛田掃部助一長の養子となる
池田城代5000石

2年後不行跡
あり取り潰し

益田大膳正 豊正

5000石
撫養城代
政利?

1609年 3月没

益田飛騨守 正長

撫養城代
5000石

1638年? 禄被召上
酒の上不心得有

1664年 板野郡姫田村塾居300石
寛文4年没

鳩内膳 正順

3男 1000石

1000石

仁尾大膳 貞年

興源院様代相続
御国奉行

稻田頼母 朝堯

土組頭
南崇院様(光隆)代相続

元禄元年新町出火組裁判不宜
初名 仁尾 勘十郎

益田 因幡

1000石

仁尾清右衛門貞久

正順次男

興源院様代召出

仁尾六郎左衛門数信

元禄10年没 大阪御留守居役

仁尾官右衛門定信

清右衛門の娘の子
元禄10年養子相続
江戸在番

**浅野内匠頭家臣
近松小右衛門行生4男**

仁尾孫三郎定勝

享保6年養子相続

浅野内匠頭家臣
奥田貞右衛門往高嫡子

後北条家を継ぐ

